

ご存知ですか？

～労働基準法の適用について～

農漁業において労働者を雇う場合は労働基準法が適用されます。適用される規定は、農漁業だけ営む場合と6次産業化の場合で異なる場合がありますので、注意が必要です。

- 労働者を雇い入れる場合は、個人経営であれ法人経営であれ、労働基準法の適用を受けることとなります。
- ただし、農漁業は、その性質上天候等の自然条件に左右されることから、農漁業だけを営む場合は、労働時間、休憩、休日に関する規定は適用されません（労働基準法第41条第1号）。
- 一方で、加工・販売などにも取り組む場合は、労働時間等の規定が適用される場合があります。

★ 始業・終業時間、休憩時間

農漁業

業種が農漁業であっても、常時10人以上雇用する場合は就業規則を定める必要があります。この場合、就業規則には始業・終業の時刻、休憩時間について、業態に応じて定める必要があります。

農漁業以外の業種

労働基準法上、農漁業以外の業種に該当する場合には、始業・終業の時刻を定めるときに、1週40時間かつ1日8時間（休憩時間を除く）を超えないように定める必要があります。なお、法定の時間を超えて労働（時間外労働）をさせる場合は、時間外・休日労働に関する協定届（36協定届）を所轄の労働基準監督署に提出する必要があります。

休憩時間については、労働時間が1日6時間を超え8時間以下の場合には、少なくとも45分、労働時間が1日8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩時間を、労働時間の途中に与える必要があります。

★ 休日

農漁業

業種が農漁業であっても、常時10人以上雇用する場合は就業規則に休日について定める必要があります。

農業では、例えば、農閑期に集中的に休日を与えるということも可能です。

農漁業以外の業種

労働基準法上、農漁業以外の業種に該当する場合には、休日は、毎週少なくとも1回与える必要があります。

例外として、4週間を通じて4日以上与える方法も可能です。

ご不明な点がございましたら、最寄りの都道府県労働局や労働基準監督署までお気軽にご相談ください。
（相談窓口につきましては、裏面をご参照ください。）

